

愛媛県中予地方局公用車運行管理業務等労働者派遣基本契約書（案）

派遣先 愛媛県（以下「甲」という。）と派遣元_____（以下「乙」という。）は、乙の雇用する労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき甲に派遣するに当たり、次の条項により派遣業務に関する基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

（契約の内容）

第1条

- (1) 業務の名称 愛媛県中予地方局建設部公用車運行管理業務等労働者派遣業務（以下「派遣業務」という。）
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 契約金額 月額基本料金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）
※ 月額基本料金には、乙が本契約を履行するために必要な、通勤手当、労働保険料及び社会保険料等を含むものとする。
- (4) 契約保証金 _____円 ※免除の場合、契約保証金は免除する。

（総則）

- 第2条 甲及び乙は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本業務を誠実に履行しなければならない。また、甲及び乙は、労働者派遣及び労働者派遣を受け入れるに当たっては、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令を遵守しなければならない。
- 2 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、甲乙間において別途締結する労働者派遣法第26条第1項に規定する労働者派遣個別契約（以下「個別契約」という。）について適用される。
 - 3 本契約に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 4 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟については、松山地方裁判所を管轄裁判所とする。

（個別契約の締結）

- 第3条 甲及び乙は、労働者派遣法及び同法施行規則等の定めに基づき、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、就業期間、その他労働者派遣に必要な項目について個別契約（様式第1号）を締結する。

2 乙は、前項の個別契約に基づく派遣就業の目的達成に適する労働者の派遣を行い、甲に対し当該派遣労働者の氏名その他労働者派遣法及び同法施行規則等に定める事項を通知しなければならない。

(労働者派遣法の遵守)

第4条 本契約の履行に当たり、甲及び乙は、労働者派遣法を遵守するものとする。

2 労働者派遣法等に係る必要な事項等については、別記2「労働者派遣に係る特記事項」に定めるとおりとする。

(乙の履行義務等)

第5条 乙は、甲に対して、個別契約に定める要件及び条件のほか、本契約に定めるところに従い、派遣業務を提供しなければならない。

(派遣業の許可又は届出の明示)

第6条 乙は、本契約を締結するに当たり、あらかじめ甲に対し、労働者派遣法第5条第1項の規定による労働者派遣事業の許可を受けていることを明示しなければならない。

2 乙は、前項により明示した労働者派遣事業の許可について、本契約期間中に、労働者派遣法第10条第1項に規定する有効期間が満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

(再派遣等の禁止)

第7条 乙は、他の労働者派遣事業者から派遣を受けた労働者を、甲に再派遣してはならない。

2 乙は、派遣業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の実施に関し乙に対して調査、又は指示を行い、若しくは報告を求めることができる。

(報告及び確認)

第9条 乙は、毎月の派遣業務が完了したときは、遅滞なく甲に派遣業務完了報告書(様式第2号)を提出するものとする。

2 甲は、前項の派遣業務完了報告書を受領したときは、当該報告を受領した日から起算して10日以内に派遣業務完了の確認を行うものとする。

(派遣料の支払)

第10条 甲は、乙に対し、次に示す料金の月単位での合計を派遣料として毎月支払うものとし、各料金の算出基礎となる単価は、別記1「単価項目と各単価の算出方法」に記載のとおりとする。

(1) 月額基本料金

就業日において、仕様書第3で定める業務に従事した場合に支払う。

(2) 時間外派遣料金

ア 就業日において、就業時間を超過して業務に従事した場合は、従事した時間（実労働時間）に応じて時間外派遣料金を支払う。

イ 就業日における午後10時から午前5時までの間に業務に従事した場合は、従事した時間（実労働時間）に応じて深夜時間外派遣料金を支払う。

ウ 算出に当たっては、各日の時間外業務従事時間を分単位で集計するものとし、時間外業務従事時間の合計の1時間未満の端数については、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。

(3) 就業日外派遣料金

ア 就業日外の日において、業務に従事した場合は、業務に従事した時間（実労働時間）に応じて就業日外派遣料金を支払う。

イ 就業日外の日における、午後10時から午前5時までの間に業務に従事した場合は、従事した時間（実労働時間）に応じて深夜就業日外派遣料金を支払う。

ウ 算出に当たっては、各日の就業日外業務従事時間を分単位で集計するものとし、就業日外業務従事時間の合計の1時間未満の端数については、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。

2 乙は、前条第2項の甲による派遣業務完了の確認を受けた後、派遣料の支払請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、乙からの正当な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に派遣料を乙に支払うものとする。

(契約の変更又は解除等)

第11条 本契約の変更又は解除については、別記3「契約変更・解除に係る特記事項」に定めるとおりとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第12条 本契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担する。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合におい

て、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(関係書類の整備及び保管)

第 13 条 乙は、派遣事業の関係書類を派遣事業完了の年度の翌年度から起算して、5 年間保管しなければならない。

(機密保持及び個人情報保護)

第 14 条 乙は、本契約の履行に関して取り扱い又は知り得た、機密情報及び個人情報について、本契約期間中はもとより契約終了後も、不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用する等してはならず、別記 4 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、前項の義務を、派遣労働者に周知徹底するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。

3 前 2 項の義務に違反したことにより、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(資料等の管理)

第 15 条 乙は、本契約による派遣業務を処理するために甲が用意した車両、資料及び機器等を、善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ派遣業務以外の用途に使用してはならない。

2 乙は、前項の義務を、派遣労働者に周知徹底するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。

(事故等の報告)

第 16 条 本契約の履行に伴い事故等が発生した場合、乙は直ちに最寄りの警察署に届け出るとともに、事後の対応及び処理を迅速に行わなければならない。

2 派遣労働者の故意により管理車両が破損した場合、車両の原状回復等の責任は乙が負うものとする。なお、管理車両を原状回復させるまでの間は、業務に支障が生じないように管理車両と同等品以上の代車を用意しなければならない。

3 業務の履行に伴い、派遣労働者の故意により事故等が発生した場合における、県及び第三者に対する損害の賠償については、乙が賠償責任を負うものとする。

4 業務の履行に伴い、派遣労働者の過失により事故等が発生した場合における、損害の取扱いについては、個別契約書（様式第 1 号）に定めるものとする。

(代表者等の変更の通知)

第 17 条 甲又は乙は、その代表者又は住所を変更した時は、速やかに相手方に通知しなければならぬ。

(契約の費用)

第 18 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約の効力の遡及)

第 19 条 本契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第 1 条の契約期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該契約期間の開始日から生ずるものとする。

(契約外の事項)

第 20 条 本契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

甲 松山市北持田町 132 番地
愛媛県中予地方局長

乙